

令和4年度柏原市社会福祉法人等指導監査実施計画

柏原市社会福祉法人等指導監査実施要綱第5条の規定に基づき、令和4年度の社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

今日、社会福祉法人等には、社会福祉の主な担い手として、利用者本位のサービス提供が強く要請されるとともに、迅速な苦情解決やサービス評価の制度が創設されるなど、サービスの質の向上と事業経営の自主性・透明性の確保を図ることが強く求められている。

こうしたことから、法人及び施設等が市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、指導監査を実施する必要がある。

については、指導監査の実施に当たって、関係法令及び国の通知等に基づき、各法人・施設等ごとの課題を的確に把握するほか、法人運営における関係法令の遵守状況や、施設等及び事業経営における積極的な取組等を評価することにより、重点的・効率的で実効のある指導監査を実施するものとする。

2 指導監査の実施について

指導監査は、「柏原市社会福祉法人等指導監査実施要綱」に基づき実施する。

3 指導監査の重点事項

(1) 社会福祉法人制度改革を踏まえた運営管理体制の確立

- ア 評議員（選任・解任委員会を含む）、理事及び監事の適切な選任
- イ 理事会、評議員会の開催状況、理事長の選出及び要審議事項の

確認

- ウ 監事監査及び監事の理事会への出席、決算評議員会の審議状況
- エ 役員報酬の状況（評議員会への審議内容、規程及び役員等の勤務実態）

オ 組合等登記令に基づく登記の確認

カ 情報の公表

(2) 法人及び施設等の運営の適正化の推進

ア 資産管理の適正化

(ア) 基本財産・運用財産等の区分及び管理

(イ) 債権・債務の管理（不適切な債務の解消）

イ 会計経理の適正運用

(ア) 社会福祉法人会計基準・経理規程等に基づく会計経理及び契約

(イ) 不適正な会計処理防止のための相互チェック体制の確立

(ウ) 委託費等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

(エ) 保護者徴収金及び寄附金等の取扱い

(オ) 前年度決算書との整合性

ウ 施設の運営管理体制の確立

(ア) 適切な事業計画の策定

(イ) 人事管理の適正化

(ウ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理

(エ) 感染症及び食中毒対策の確立

エ 安全確保対策の充実強化

(ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保

(イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

オ 不祥事防止対策の確立

法人・施設の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入（建設請負契約、物品納入契約、職員給与費、食材料等の購入等）

- カ 自主的情報開示の推進
 - 法人が提供するサービスの内容、業務及び財務内容
- キ 個人情報の適正な取扱いの確保
 - 個人情報保護規程の整備
- ク 公正採用選考人権啓発推進員の選任
- (3) 適切な利用者支援の確保
 - ア 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
 - イ 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
 - ウ 身体拘束ゼロへの取組及び虐待防止の取組
 - エ 利用者支援の充実
 - (ア) 個別支援方針の策定
 - (イ) ケース記録等の整備・ケース会議の実施
 - (ウ) 食事提供の充実
 - (エ) 入浴、排泄等支援の充実
 - (オ) 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策
 - (カ) 健康管理対策、保健・医療の確保
 - (キ) 相談体制、家族との連携
 - (ク) 関係機関との連携
 - (ケ) 苦情解決、福祉サービス向上への対応状況
- オ 自立、自活等への支援
- カ 事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応
- (4) 必要な職員の確保と職員処遇の充実
 - ア 職員の確保及び定着化
 - イ 労働時間の短縮等労働条件の改善
 - (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
 - (イ) 夜勤、宿日直の取扱い
 - (ウ) 職員健康診断の適正な実施
 - (エ) 退職手当共済制度への加入の適正化
 - ウ 業務体制の確立と業務省力化の推進
 - エ 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管

理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等)

オ 福利厚生等の士気高揚策の充実

4 「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の作成及び提出について（家庭的保育事業等を除く）

法人及び施設が自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上を図る上で実施する自己点検・自己評価に資するため、「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の提出を指導監査時に求める。

5 令和4年度指導監査実施計画表

種 別	対象法人 ・施設数	計画法 ・施設数	実 施 時 期
社会福祉法人	6	2	令和5年1月 ～令和5年3月
保育所	8	4	令和4年12月 ～令和5年3月
老人福祉施設 (定員29人以下)	1	0	—
家庭的保育事業 等（小規模保育 施設）	2	1	令和5年2月 ～令和5年3月